破産手続廃止

平成２９年（フ）第１０８８号
福岡市博多区中呉服町２番23―1206号
破産者　株式会社Ａｂｉｌｉｔｙ　Ｆａｒｍ
1　決定年月日　平成29年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３３５号
福岡県朝倉市屋永4188番地の７
破産者　株式会社サンコー
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１３１号
福岡市中央区大名１丁目８―25
破産者　アイスリーコミュニケーション株式会社
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３８６号
沖縄県那覇市首里平良町１丁目63番地
破産者　合同会社ファミリーサポート首里センター
1　決定年月日　平成29年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４４６号
東京都町田市玉川学園２丁目12番１号アンティ玉川学園206
破産者　藤野　正一
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５０３号
東京都町田市中町３丁目17番13号
破産者　株式会社広栄薬品
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５０４号
長野県小諸市赤坂２丁目２番７号
破産者　竹村　二良
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５０５号
東京都町田市木曽東１丁目３番Ｃ４―303号
破産者　岡本　　繁
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３２号
山梨県甲府市国母６丁目６番13号
破産者　株式会社昇公
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６０号
山梨県中巨摩郡昭和町西条新田783番地
破産者　株式会社ライティング・インフィニティー
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５１５号
大阪市西区南堀江３丁目12番10号南堀江ＵＡビル３Ｆ
破産者　株式会社昭建設
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２号
広島県庄原市東城町東城262番地２
破産者　有限会社花月
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第３２０号
大分市大在北３丁目10番11号（フレクション大分大在206）
破産者　石井　千江
1　決定年月日　平成29年10月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７２号
千葉県東金市小野99番地５
破産者　繁田　勝美
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第２７４４号
横浜市都筑区折本町456番地１
破産者　有限会社ビッグ・フオー
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８７７号
横浜市瀬谷区瀬谷６丁目20番地２井上ビル101
破産者　株式会社エムテレマ
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４０７号
横浜市泉区岡津町242番地１
破産者　アーキテックス株式会社
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４６５号
東京都世田谷区用賀２丁目25番２―203号
破産者　株式会社クボヤマバイオ研
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５０７号
横浜市中区山下町161番地
破産者　ライフダンスジャパン株式会社
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１８号
広島市西区井口３丁目６―45―104
破産者　有限会社フアーブル
1　決定年月日　平成29年10月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部